「ジフラール軟膏0.05%　0.05%1g　27.70
0g　31.30」に、「ジプロピオン酸ベタメタゾン0.064%クリーム　0.064%1g　6.00」を「ジフラー
1g　374.60」に、「ジプロピオン酸ベタメタゾン0.064%軟膏　0.064%1g　6.00」
ル軟膏0.05%　0.05%1g　27.70」に、「　シムビコートタービュヘイラー60吸入　60吸入1キット
㊨　臭化水素酸ホマトロピン　1g
5,836.40
475.40」を「　シムビコートタービュヘイラー60吸入　60吸入1キット　5,836.40」に、「㊨　チ
オ硫酸ナトリウム」を「㊨　チオ硫酸ナトリウム水和物」に、「　テトラ・コーチゾン軟膏　1g　37.
50」を「　テトラ・コーチゾン軟膏　1g　37.50
㊨　テトラサイクリン塩酸塩　1g　224.80」に、「㊨　濃塩化ベンザルコニウム液50」を「㊨
濃ベンザルコニウム塩化物液50」に、「　ピレノキシン点眼用0.005%「ニットー」　0.005%1mL
（溶解後の液として）　6.70」を「　ピレノキシン点眼用0.005%「ニットー」　0.005%1mL（溶解
㊨　ピロカルピン塩酸塩
後の液として）　6.70」に、「フトラフール坐剤750mg　750mg1個　758.00
1g　1,191.00」　フマル酸ケトチフェン3.45mg5mL点眼液　3.45mg5mL1瓶　161.20」
を「フトラフール坐剤750mg　750mg1個　758.00」に、「　ブロアリシン軟膏1%　1%1g　4.30」
を「　ブロアリシン軟膏1%　1%1g　4.30
㊨　ブロカイン塩酸塩　1g　17.30」に、「ベタキール0.5%点眼液　0.5%1mL　279.10」
を「ベタキール0.5%点眼液　0.5%1mL　279.10
ベタメタゾンジプロピオン酸エステル0.064%クリーム　0.064%1g　6.00」に、「　ベンク
ベタメタゾンジプロピオン酸エステル0.064%軟膏　0.064%1g　6.00」

「　ベンクロジド5%液　5%10mL　10.40
㊨　ベンザルコニウム塩化物液　0.01%10mL　5.50
㊨　ベンザルコニウム塩化物液　0.02%10mL　5.50
㊨　ベンザルコニウム塩化物液　0.025%10mL　5.50
㊨　ベンザルコニウム塩化物液　0.05%10mL　5.50
㊨　ベンザルコニウム塩化物液　0.1%10mL　5.50
㊨　ベンザルコニウム塩化物液　0.2%10mL　5.60
㊨　ベンザルコニウム塩化物液　10%10mL　6.40
ロジド5%液　5%10mL　10.40」を　㊨　ベンザルコニウム塩化物液　50%10mL　9.50」に、「
㊨　ベンゼトニウム塩化物　10g　9.40
㊨　ベンゼトニウム塩化物液　0.01%10mL　4.70
㊨　ベンゼトニウム塩化物液　0.02%10mL　4.70
㊨　ベンゼトニウム塩化物液　0.025%10mL　4.70
㊨　ベンゼトニウム塩化物液　0.05%10mL　4.70
㊨　ベンゼトニウム塩化物液　0.1%10mL　5.50
㊨　ベンゼトニウム塩化物液　0.2%10mL　5.50
㊨　ベンゼトニウム塩化物液　10%10mL　9.40」

ポビロンガーグル7%　7%1mL　2.50」を「　ポビロンガーグル7%　7%1mL　2.50
㊨　ホマトロピン臭化水素酸塩　1g　475.40」に、
「　ポリシラール軟膏0.025%　0.025%
「　ポリシラール軟膏0.025%　0.025%1g　7.80」を　㊨　ポリミキシンB硫酸塩　50万単位
㊨　ポリミキシンB硫酸塩　300万単位
1g　7.80
1瓶　193.30」に、「㊨　メチルセルロース　10g　23.20」を「㊨　メチルセルロース　10g
㊨　メチルロザニリン塩化物　1g
1瓶　1,069.20」
23.20
24.30」に、「㊨　硫酸亜鉛」を「㊨　硫酸亜鉛水和物」に、「㊨　硫酸アルミニウムカリウム」を「㊨
「㊨　硫酸ゲンタマイシン点眼液0.3%「ニットー」
硫酸アルミニウムカリウム水和物」に、　㊨　硫酸ポリミキシンB　50
㊨　硫酸ポリミキシンB　300
3mg1mL　17.10
万単位1瓶　193.30を「㊨　硫酸ゲンタマイシン点眼液0.3%「ニットー」　3mg1mL　17.10」に改
万単位1瓶　1,069.20」
める。

○厚生労働省告示第四百三十号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第8第5部追補⑷内用薬中「(あ)」を「　㊨　(あ)アトロピン硫酸塩水和物　1g」に、「㊨　dl—塩酸メチルエフェドリン」を「㊨　dl—メチルエフェドリン塩酸塩」に改め、「㊨　硫酸アトロピン　1g」を削り、同表第5部追補⑷注射薬中「㊨　エナント酸テストステロン注射液　250mg1mL1管」を削り、「　注射用ノボセブン4.8mg　4.8mg8.5mL1瓶（溶解液付）」を「　注射用ノボセブン4.8mg
(て)
㊨　テストステロンエナント酸エステル
4.8mg8.5mL1瓶（溶解液付）
注射液　250mg1mL1管」に改め、同表第5部追補⑷外用薬中「㊨　塩酸プロカイン　1g」を削り、「　フルベアンコーワテープ8μg/㎠　(0.4mg)　5cm×10cm」を「　フルベアンコーワ
㊨　プロカイン塩酸塩
テープ8μg/㎠　(0.4mg)　5cm×10cm
1g」に改め、同表に第11部として次のように加える。

第11部　追　補　⑽

内　用　薬

品　名	規　格　単　位
(し)	
㊨　修治ブシ	10g
(ふ)	
㊨　ブシ	10g
(ほ)	
㊨　ホウブシ	10g